

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 薬事法施行細則の一部改正
- ◇告示 耕地整理換地処分補助規程の一部改正  
建築代理業者の登録
- 右同  
指定医の辞退  
指定医の指定  
鶏の移入禁止区域の指定  
建設業者の変更登録
- ◇教委告示 社会教育委員候補者を推薦する期日等

## 規則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県規則第二十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和二十四年三月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別記第一号様式又は第二号様式の一、二、三」を「別記第一号様式別記第二号様式、別記第二号様式之二又は別記第二号様式之三」に改める。

第六条第一項中「規則第五十三条」を「法第二十九条第二項」に、同条第二項中「別記第六号様式之二」及び同条第三項中「別記第六号様式之三」を「別記第六号様式」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 規則第六十条の規定による医薬品用具若しくは化粧品、化粧品の製造業者及び輸入販売業者の廃業届は、別記第十二号様式により、薬局開設者及び医薬品販売業者の廃業届は、別記第十二号様式之二によりそれぞれ知事に提出しなければならない。

前項の届出は登録業者が死亡したときは戸籍法によ



備考

- 一 新規申請の場合
  - 1 記載上の注意
    - イ 営業区域六果以上の場合は別紙に記入のこと。
    - ロ 配置員の氏名にふりがなをつけること。
    - ハ 参考欄には帳主の商標を記入のこと。
  - 2 添付書類
    - イ 配置員についての住民登録票の謄本。
    - ロ 雇傭契約書の写。
    - ハ 配置員の写真（最近三箇月以内に撮影した名刺判上半身脱帽のもの二葉）
- 二 更新申請の場合
  - 1 添付書類
    - イ 配置員の写真（新規申請に同じ）
- 三 再交付申請の場合
  - 1 添付書類
    - イ 亡失の場合はそのてん末書及び配置員の写真（新規申請に同じ）

- ロ き損の場合は、そのき損した身分証明書及び配置員の写真（新規申請に同じ）
- 四 書換交付申請の場合
  - 1 記載上の注意
    - イ 参考欄に書換前の事項を記入のこと。
  - 2 添付書類
    - イ 氏名変更の場合は、戸籍記載事項証明書住所変更の場合は新住所における住民登録票の抄本。
    - ロ 書換をする身分証明書

五 その他

用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗横一八二耗）とする。  
 別記第六号様式の二及び三を削り別記第七号様式を次のように改める。

別記第七号様式

医薬品配置販売業配置員身分証明書

配置販売業	住所
配販	氏名

営業区域裏面に表示

帳主				配置員			
住所	氏名	本籍	住所	生年	月	日	日生

右は登録済の配置販売業者の配置員であることを証明する。

有効期間 昭和29年12月31日まで

昭和 年 月 日

鳥取県 取 県 印

写真貼用

裏

昭和 年度分登録	登録番号	第 号	登 録	年 月 日	交 付	年 月 日	営業区域	右 同
昭和 年度分登録	登録番号	第 号	登 録	年 月 日	交 付	年 月 日	営業区域	右 同
昭和 年度分登録	登録番号	第 号	登 録	年 月 日	交 付	年 月 日	営業区域	右 同
昭和 年度分登録	登録番号	第 号	登 録	年 月 日	交 付	年 月 日	営業区域	右 同

備考 用紙は日本標準規格B7（縦九一耗横二二八耗）

別記第十二号様式を削り、別記第十一号様式の次に別記第十二号様式及び別記第十二号様式の二として次のように加える。

別記第十二号様式

医薬品(用具、化粧品)製造業(輸入販売業)廃止届  
 薬事法施行規則第六十条の規定により左の通り届け出る。

年 月 日  
 住所  
 氏名(法人にあつては名  
 称及び代表者氏名)  
 厚生大臣 殿

登録番号	年度第 号
廃止年月日	

廃止の理由

参考事項

記載上の注意  
 一 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とすること。  
 二 医薬品(用具、化粧品)製造業(輸入販売業)登録票を添えること。  
 三 この届書は正副二通提出すること。

別記第十二号様式の二  
 薬局(医薬品販売業)廃止届  
 薬事法施行規則第六十条の規定により左の通り届け出る。

年 月 日  
 住所  
 氏名(法人にあつては名  
 称及び代表者氏名)  
 鳥取県知事 殿

登録番号	年度第 号
廃止した薬局(店舗)の所在地	
廃止した製造所(営業所)の名称	
廃止の理由	
参考事項	

記載上の注意

一 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とすること。  
 二 薬局(医薬品販売業)登録票を添えること。  
 別記第十五号様式中「記載上の注意」を次のように改める。  
 記載上の注意  
 一 この申請書は公定書医薬品の品目変更の場合及び公定書外医薬品の製造又は輸入販売を廃止する場合に提出すること。  
 二 製造業登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。

三 変更しようとする品目欄には変更しようとする品目につき日本薬局方医薬品、国民医薬品集医薬品及び公定書外医薬品に分け、それぞれ五十音順に記載し且つその品目が追加であるか廃止であるかを附記すること。  
 公定書で定められた名称以外に販売名を附する場合はその名称を括弧書すること。

四 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とすること。

別記第十八号様式を次のように改める。  
 別記第十八号様式

医薬品(用具、化粧品)製造業輸入販売業登録票書換申請書  
 薬事法施行規則第五十九条の規定により左の通り登録票の書換を申請する。

年 月 日  
 住所

氏名 (法人にあつては名  
称及び代表者氏名) 殿  
◎

製造業(輸入販売業)登録番号 年度 第 号

住所氏名

新 旧

製造所(営業所)の名称

新 旧

専任薬剤師その他の者の住所氏名

新 旧

記載上の注意

- 一 製造業(輸入販売業)登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。
- 二 変更のあつたもののみについて記載し該当のない欄には記載しないこと。
- 三 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とする。

四 この届書は正副二通を提出すること。  
別記第十八号様式の次に別記第十九号様式として次のように加える。

別記第十九号様式

薬局登録票書換申請書

薬事法施行規則第五十九条の規定により左の通り登録票の書換を申請する。

年 月 日

住所

氏名 (法人にあつては名  
称及び代表者氏名) 殿  
◎

鳥取県知事

薬局登録番号

年度 第 号

薬局開設者の住所、氏名

新 旧

薬局の名称

新 旧

管理薬剤師の住所及び氏名

新 旧

併せ行う他の業務

新 旧

記載上の注意

- 一 薬局登録番号の欄には当該年度の登録番号を記載すること。
  - 二 変更のあつたもののみについて記載し、該当のない欄には記載しないこと。
  - 三 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)とすること。
- 別記第十九号様式の二を次のように改める。  
別記第十九号様式の二
- 医薬品販売業登録票書換申請書  
薬事法施行規則第五十九条の規定により左の通り登録票の書換を申請する。
- 年 月 日

住所  
氏名 (法人にあつては名  
称及び代表者氏名) 殿  
◎

鳥取県知事

医薬品販売業登録番号

新 旧

販売業者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び主たる事務所所在地)

新 旧

管理薬剤師若しくは管理者の住所及び氏名

新 旧

店舗の名称(配置販売業にあつては営業の区域)

新 旧

記載上の注意

- 一 医薬品販売業登録番号欄には当該年度の登録番号を記載すること。
- 二 変更のあつたもののみについて記載し該当のない欄には記載しないこと。
- 三 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗横

一八二耗」とすること。  
別記第二十号様式及び別記第二十一号様式を削る。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十二号

耕地整理換地処分補助規程（昭和二十五年十月鳥取県告示第五百四十一号）の一部を次のように改正する。  
昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

題名を「土地改良事業換地処分補助規程」に改める。  
第一条第一項中「耕地整理」を「土地改良」に改め、但書を削る。  
第一条第二項中「耕地整理事業施行地の確定各筆、測量、換地説明書」を土地改良事業施行地の経営調査、土地の評定、換地計画書に改める。  
第一号様式中「耕地整理」を「土地改良事業」に改め

る。  
第二号様式中「耕地整理法第十一条」を「土地改良法第五十条」に改める。  
第三号様式中「耕地整理」を「土地改良事業」に改める。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第二百三十四号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。  
昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録 登録 本 事務所名 業務管理  
番号 年月日 現住所 称氏名 者  
二九九二九、四 倉吉市三江一六八 東伯建設株 建築代理士  
三〇 右同 会社 山脇房吉 野広政信

鳥取県告示第二百三十五号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。  
昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	本籍	現住所	事務所名称	業務管理者
六六二八	七	西伯郡上道村九一七	境町日の出町	門永建築事務所	二級建築士 門永 信
一七一〇	二八	一八頭郡那家町	〇、一	山形建築代理士事務所	山形勝美
一七五	〃	〃	〃	山形建築代理士事務所	山形勝美
〃	〃	〃	〃	秋吉建築事務所	二級建築士 秋吉弥平
〃	〃	〃	〃	米子市角盤町二丁目	秋吉弥平

鳥取県告示第二百三十六号

身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第三条第三項の規定により次のように辞退があった。

昭和二十九年五月十四日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科 氏 名 住 所 辞退年月日  
耳鼻 広戸 節三 米子市東倉吉町七五 昭和二十九年一月二十日  
咽喉科

鳥取県告示第二百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第三百八十三号）第十五条第二項の規定に基づき身体障害者が診断をうける病院及び医師を次のように定めた。  
昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏（施設）名	指定診療科名	所在地（住所）	指定年月日
国立鳥取病院	眼科	鳥取市古市一番地	昭和二十九年三月三十一日
山村 政一	外科	岩美郡浦富町浦富病院内	〃
八牧 力雄	外科、整形	米子市加茂町博愛病院内	〃
弓場 正史	外科	花園町	〃

小畑 敏彰	外科	岩美郡大岩村	"
溝上 一郎	耳鼻咽喉科	八頭郡池田村	"
戸崎 辰江	眼科	西伯郡淀江町	"
鈴木 武夫	耳鼻咽喉科	大篠津村	"
富田潤一郎	眼科	日野郡日野上村	"
上村順太郎	外科	黒坂町	"
池本 謙藏	"	東伯郡赤碕町	"
長岡 毅	"	下北条村	"
亀苔 武三	外科、整形	鳥取市瓦町	"
身体障害者更生相談所	眼科、整形、耳鼻喉科	富安	"

鳥取県告示第百二十九号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録 (ろ) 第二六八号 昭二八、七、寺谷組

鳥取県規則第四十七号（第一条の規定により移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移入禁止区域

奈良 県

和歌山 県

鳥取県告示第百四十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十九年四月二十二日変更登録した。

昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所在地 申請者氏名

(新) 八頭郡智頭町大字智頭 寺谷 元市

(旧) " 西野四三四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年鳥取県条例第六十一号）に基き、鳥取県社会教育委員の委嘱を行うにつき、本県内に事務所を有し社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として各社会教育関係団体が、県社会教育委員候補者を推薦する期日及び推薦書様式は次のとおりとする。

昭和二十九年五月十四日 鳥取県教育委員会

一 期日 昭和二十九年五月十七日から昭和二十九年五月二十六日まで

二 推薦書様式

昭和 年 月 日

(推薦団体代表者氏名印)

(は) 第三六三号 "一〇、一九 中国土建株式会社

(新) 八頭郡智頭町大字智頭四〇七 (新) 杉本 義実

(旧) " 四二三 (旧) 横川菊次郎

鳥取県教育委員会殿

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

昭和二十九年五月十四日鳥取県教育委員会告示第二十九号により鳥取県社会教育委員候補者に左記調書を添えて何某を推薦します。

鳥取県社会教育委員候補者調書

氏名	住居	生年	職業(勤務先)	当該団体における役名	最終卒業学校名

備考

イ 団体規約を一部添付すること。

ロ 推薦書の送付先は鳥取県教育委員会事務局社会教育課長宛とすること。

英文タイプライター  
東和タイプライター山陰代理店  
計算器・玉屋測量器  
販賣修理

有限会社 雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地  
電話(米子)一〇二二一番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
印刷所 縣